

第2章 発達障がいの現状と課題

1 発達障がいの定義

「発達障がい」という用語には、法律的な定義、医学的な診断基準などがあります。

(1) 発達障害者支援法の定義

【発達障害者支援法】

第2条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち十八歳未満のものをいう。

3 この法律において「発達支援」とは、発達障害者に対し、その心理機能の適正な発達を支援し、及び円滑な社会生活を促進するため行う発達障害の特性に対応した医療的、福祉的及び教育的援助をいう。

(2) 医学的診断基準

発達障がいの医学的診断基準には、WHO（世界保健機構）によって公表されているICD-10（国際疾病分類）のほか、アメリカ精神医学会のDSM（精神疾患の診断・統計マニュアル）があります。DSMについては第5版となるDSM-5が平成25年5月に発刊され、発達障がいに関する改訂も多く含まれています。現在、日本語翻訳版の作成に向けての検討が進められている状況にあります。

※発達障がいを概括的に理解するために障がい類型を参考として掲載します。

○広汎性発達障がい（Pervasive Developmental Disorders、「PDD」）自閉症、アスペルガー症候群など。

自閉症…人と上手に付き合うことが苦手、会話が苦手で自分にしか分からない言葉を使う、こだわりや興味関心に偏りがあることが特徴の障がいです。3歳までに何らかの症状が見られます。

アスペルガー症候群…自閉症のうち知的障がいがなく、言葉の遅れがないタイプです。成長につれて、こだわり行動などは目立たなくなりますが、人と上手に付き合うことが苦手な面は成人になっても続くことがあります。

○学習障がい（LD）

学習障がいについては、医学的概念によるLD（Learning Disorders）と教育的概念によるLD（Learning Disabilities）があります。

医学的概念では「読む」「書く」「計算する」という3領域。

教育的概念（文部科学省の定義）では全般的な知的発達に遅れはありませんが「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものであるとされています。

○注意欠陥多動性障がい（Attention Deficit /Hyperactivity Disorder、「ADHD」）

うっかりして同じ間違いを繰り返す（不注意）、落ち着きがなく、じっとしてられない（多動性）、突発的に何かをしてしまう（衝動性）の3つを大きな特徴とする障がいです。

2 発達障がいの特性

（1）「特性の現れ方が個々により様々」であること

発達障がいの特性は、人との関わり方、行動の仕方、学習面などで、偏りや困難が現れるケースが多いとされ、その現れ方は年齢や環境、個々により様々です。また、その障がい特性は生涯続くものと言われていています。しかし、特性に配慮した対応により、様々な困難が軽減され、安定した社会生活を送ることが期待できます。

（2）「見えにくい障がい」であること

発達障がいは、脳の機能障がいと言われていています。親のしつけ、本人の怠け・性格の問題ではないのですが、家族を含めて周囲からはなかなか理解しにくいために「見えにくい障がい」と言われています。

成長とともに自然に身につくことが身につかない、学習に励んでも会得できない、日常生活の中で周囲との関係が築けないなどの「生活のしづらさ」を本人や保護者が自覚し、社会生活において様々な困難が生じる状況になると、支援が必要になるものと捉えることができます。

（3）「二次的な障がいの恐れ」があること（二次的に発生する障がい）

発達障がいのお子さんは、その特性から様々な困難を抱えています。しかしその状況に本人が気づいていない、自分の気持ちをうまく表現できない、相手の気持ちをうまく理解できないことから、保護者・先生から常に注意されたり叱られたりします。また、出来ないことを友達から笑われたり、からかわれたりして自信をなくしてしまうこともあります（自己肯定感が得られない）。

それら強いストレスが、不登校やひきこもりにつながったり、気分障がい（うつや双極性障がい）などの二次的な障がいを引き起こしたりすることもまれではないと言われていています。

3 大田区における発達障がい児・者の現状

発達障がいは、知的な遅れを伴う場合と伴わない場合があることや、障がい特性の表出時期が異なることから、愛の手帳や精神障害者保健福祉手帳などの手帳所持の有無によってのみでは判断できないため、対象となる方の人数を正確に把握することは困難です。

国の統計では、発達障がいの児童・生徒を集計したものではありませんが、参考になるものとして、平成 23 年度に文部科学省が公立の小中学校を対象に実施した調査（※1）で、「質問項目に対して担任教員が回答した内容から、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示す（※2）とされた児童・生徒の割合は、推定値で6.5%」と報告されたものがあるのみです。

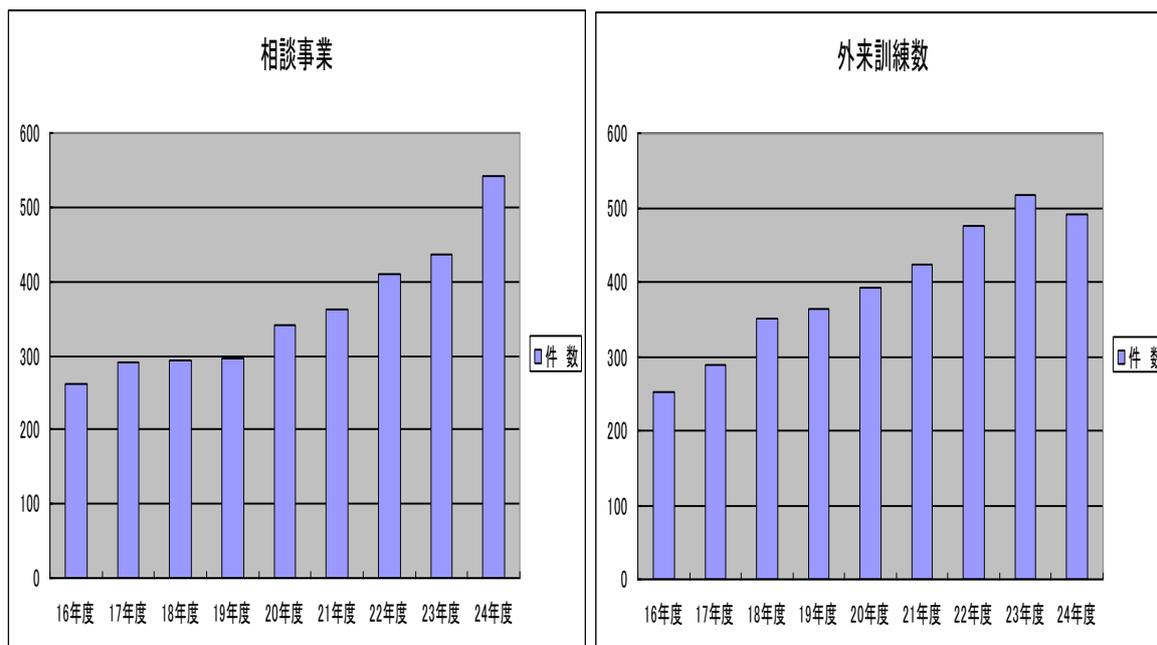
（※1）通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査（平成 24 年 2 月～3 月実施）

（※2）「学習面で著しい困難を示す」とは、「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」の一つあるいは複数で著しい困難を示す場合を指し、一方、「行動面で著しい困難を示す」とは、「不注意」「多動性・衝動性」、あるいは「対人関係やこだわり等」について一つか複数で問題を著しく示す場合を指す。

（1）こども発達センターわかばの家における状況

平成 17 年 4 月の発達障害者支援法の施行以降、こども発達センターわかばの家（以下「わかばの家」という。）では発達障がいに関する相談も含めて相談件数が毎年増加しており、平成 24 年度は 543 件と、平成 16 年度（262 件）と比較して約 2.1 倍となっています。

また、幼稚園や保育園に通いながら、月に 1 回の療育訓練を受ける外来訓練の利用児は、平成 24 年度は 491 人で平成 16 年度（251 人）の約 2 倍となっています。

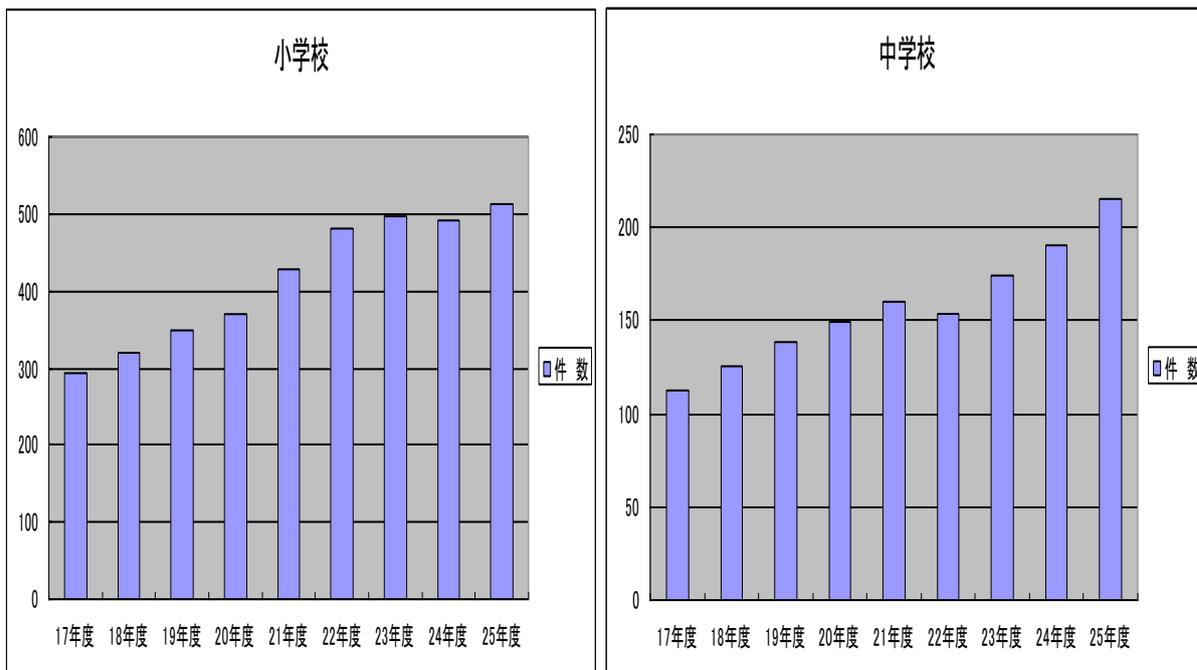


※相談事業の数値は全ての相談を含めた件数です

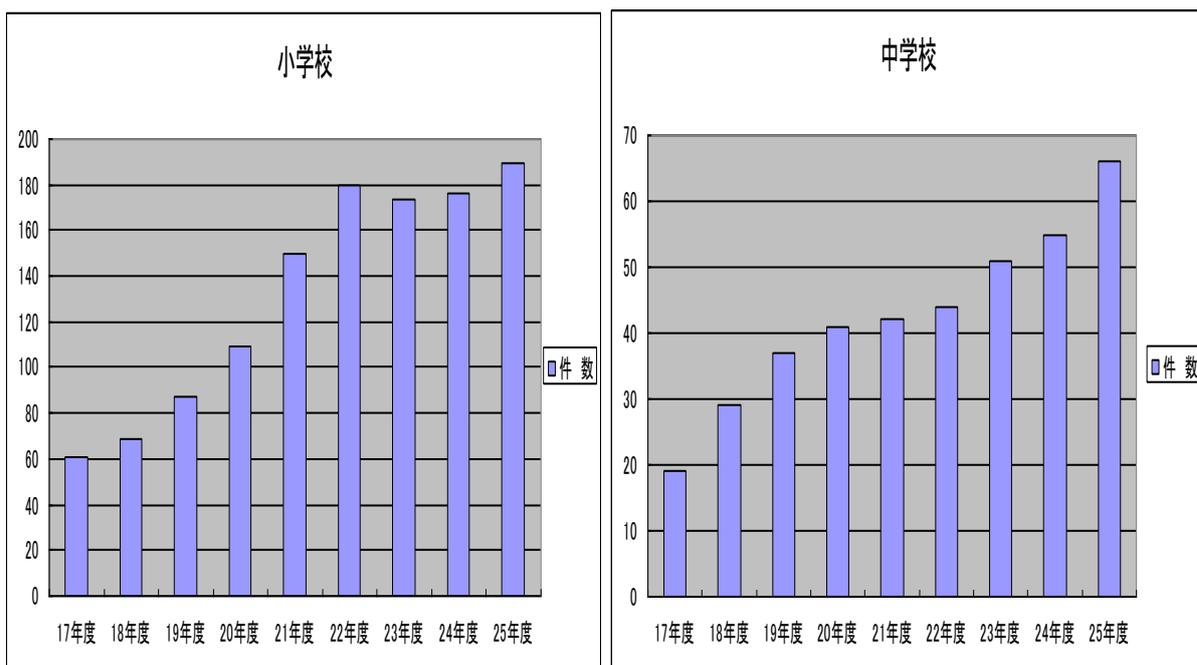
(2) 学齢期における状況

学齢期においても、特別支援学級に通う児童・生徒が、大幅に増加していますが、その理由の一つに発達障がい挙げられます。

発達障がいの直接の統計ではありませんが、毎年、区立小中学校各校から、授業中に特別な支援が必要と考えられる児童・生徒教として報告されている人数は、平成16年度には、小学校175人・中学校92人の合計267人であったものが、平成25年度には、小学校513人・中学校215人の合計728人となっています。



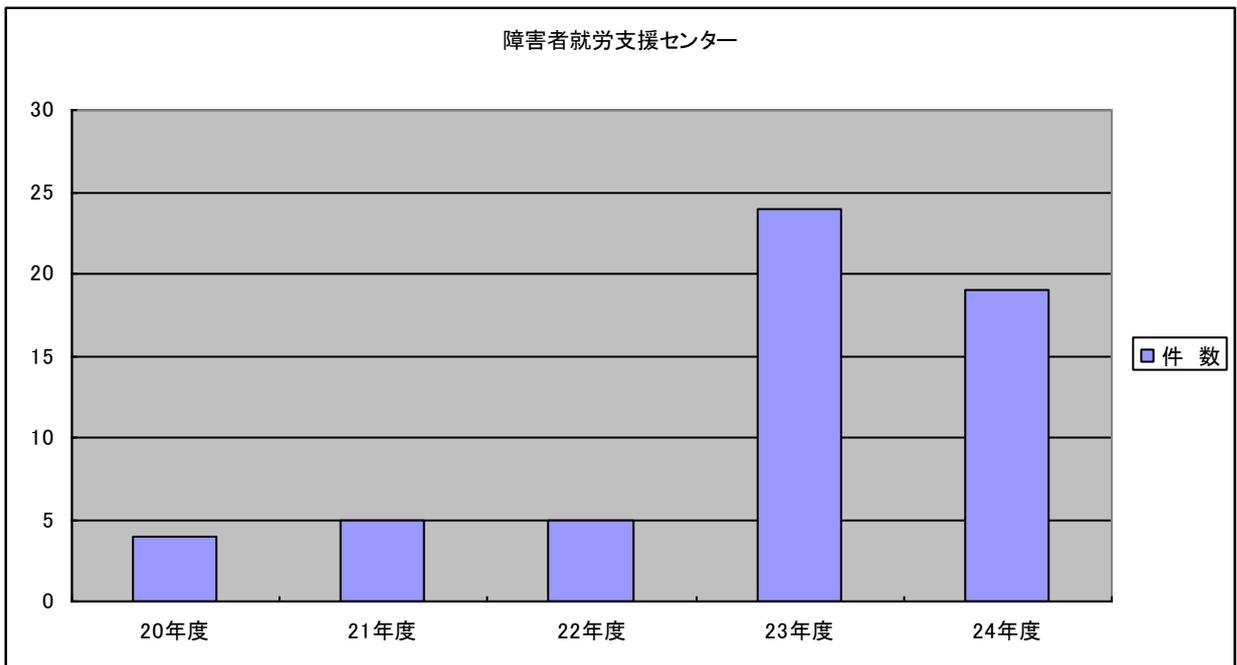
また、発達障がいの児童・生徒を対象に含めている特別支援学級情緒障害通級指導学級を利用している児童・生徒数も増加傾向にあり、平成25年度には、小学校189人・中学校66人の合計255人となっています。



(3) 就労期における状況

就労期の状況を統計から探ることは難しく、ハローワーク大森、かまた・こうじや生活支援センターでも発達障がい者としての実績は報告されていません。

障害者就労支援センターでは、知的障がいを伴わない発達障がいの相談件数を下図のとおり報告しています。障害者就労支援センターでは、平成23年4月から発達障がいの相談に対応するようになり、時期をあわせて相談件数も増加傾向にあります。相談者の特徴としては、20代から30代の相談者が6割で、診断時期の多くは、成人期以降で、診断後速やかに精神障害者保健福祉手帳を申請する傾向があります。



※障害者就労支援センターでは多様な障がいの就労支援事業を行っています。上記データは発達障がいに関する相談のみを抽出しています。

4 区政における課題

(1) 発達障がいを取り巻く状況の変化

平成 17 年 4 月の発達障害者支援法の施行以降、発達障がいを取り巻く環境は大きく変化しています。発達障がいがマスメディアにしばしば取り上げられ、「大人の発達障がい」を取り上げた書籍が反響を呼ぶなど、社会全般の認知度が高まりつつあります。また同時に、発達障がいに関する医学的な研究も進展しており、そのメカニズムが次第に明らかになってきています。

平成 22 年 12 月の障害者自立支援法改正により、発達障がいが障がい者の範囲に含まれることが法律上に明文化され、平成 23 年 8 月の障害者基本法の改正においても、精神障がいに含まれることが明記されました。

(2) 区民からの意見・要望

発達障害者支援法により、発達障がい者の適正な発達と円滑な社会生活の促進のために、早期発見・早期支援に取り組むことが国や地方自治体の責務とされました。大田区では、現時点においても、乳幼児健康診査などにおける早期発見や、わかばの家における早期支援に取り組むとともに、児童施設職員・教員に対する研修を実施するなど、各部署においてさまざまな取り組みを行っています。

しかし、その一方で、区民や施設利用者からは、発達支援施策に関して、さまざまな意見・要望が寄せられています。

《参考》区に寄せられた意見の抜粋

- 発達障がい児の子育てが大変である。
- どこに相談に行っても、繰り返し同じ事を聞かれる。
- わかばの家のサービスが未就学児までになっている。
- 学齢期になると、放課後の預かり場所・居場所がほとんどない。
- 就労の際に、どこに助けを求めたらよいか（卒業後の進路の支援が必要な人が増えている）。
- 成人の場合、どこに相談したら良いかわからない。
- 発達障がい者・児は、どのような福祉サービスを受けられるのか、わからない。
- 発達障がいに関する支援の情報が少ない。
- 保護者同士がつながる場や機会が少ない。

(3) 区政における課題

区民や施設利用者からの意見・要望を踏まえ、発達支援施策に関する課題を次の4つに整理しました。

【発達支援施策における4つの課題】

ア) 早期発見・早期支援に取り組んでいるものの、依然として潜在的なニーズが相当数あるものと推測され、施策の充実が求められている。

イ) 学齢期になると学校以外の場での相談・支援が途切れる、成人期における相談支援体制が十分ではないなど、継続的な支援体制の検討が必要である。

ウ) 発達支援の施策は多面的に展開されている状況にあり、各部署の連携をさらに進めていく必要がある。区民に対する発達障がいに関する啓発活動が十分でなく、発達障がいに関する理解不足から、本人・保護者・関係者に心理的な負担がかかっている。

エ) 人材や施設の面でも、急増している発達相談や発達支援のニーズへの対応をすべき状況である。